

本巢市人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数に関する状況

平成 29 年 4 月 1 日 現在の職員数 (A)	29 年度中の異動		平成 30 年 4 月 1 日 現在の職員数 (A) - (B) + (C)
	退職 (B)	採用 (C)	
301	28	95	368

(注) 「退職」は平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの、「採用」は平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日までの数を計上している。

(2) 職員採用の状況【(1)中(C)の内訳】

職種	人数
一般事務職	23 (3)
保健師	3 (1)
保育士・幼稚園教諭	8 (1)
看護師	1 (1)
消防職	60
合計	95

※ () は再任用職員

(3) 退職者の状況 (平成 29 年度)

区分	退職者数	備考
定年退職	19	
勸奨退職	0	
自己都合	5	
その他	4	県復帰等
合計	28	

(4) 部門別職員数の状況（各年度4月1日現在）

区分		職員数		増減	主な増減理由
		平成29年度	平成30年度		
一般行政部門	議会	4	4	-	
	総務	59	62	3	事務事業見直しに伴う増員
	税務	17	17	-	
	民生	41	43	2	事務事業見直しに伴う増員
	衛生	24	23	△1	事務事業見直しに伴う減員
	労働	0	0	-	
	農林水産	10	11	1	事務事業見直しに伴う増員
	商工	4	4	-	
	土木	27	27	-	
	小計	186	191	5	
特別行政部門	教育	88	91	3	事務事業見直しに伴う増員
	消防	0	60	60	消防広域化に伴う増員
公営企業等会計部門	病院	11	11	-	
	水道	7	6	△1	事務事業見直しに伴う減員
	下水道	5	5	-	
	その他	4	4	-	
	小計	27	26	△1	
合計		301	368	67	

(注) 職員数には派遣職員、退職者等を含む。

2 職員の人事評価の状況

(平成29年度)

区分	部長	次長、参事、 課長及び主幹	総括課長補佐以下
第1次評定者	副市長	部長	課長
第2次評定者	—	副市長	部長
評定項目	業績評価（年2回）・能力評価（年1回）		
評定期間	業績評価 4月1日～9月30日、10月1日～3月31日 能力評価 4月1日～3月31日		
活用分野	勤勉手当、昇給、昇格、分限、配置		

3 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況（平成 29 年度普通会計決算額）

職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B)/(A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
274 人	930,133 千円	128,690 千円	363,549 千円	1,422,372 千円	5,192 千円

(注) 「地方財政状況調査表」報告数値による。職員手当には児童手当・退職手当を含まない。

(2) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	302,000 円	41.1 歳

(3) 職員の初任給の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分		決定初任給	
		本巢市	国
一般行政職	大卒	179,200 円	179,200 円
	短大卒	159,800 円	159,800 円
	高卒	147,100 円	147,100 円

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大卒	242,000 円	286,800 円	318,600 円
	短大卒	228,700 円	268,800 円	303,400 円
	高卒	212,200 円	251,400 円	286,800 円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
補職名称	主事	主任	主査	課長補佐 係長	主幹 総括課長補佐	参事 課長	部長 次長	
職員数(人)	39	24	38	45	10	17	8	181
構成比(%)	21.5	13.3	21.0	24.9	5.5	9.4	4.4	100.0

(注) 「税務・医療技術・看護保健・福祉・消防・単労・教育」職は含まない。

(6) 昇給期間短縮の状況

区分	一般行政職
職員数 (A)	177 人
普通昇給期間を短縮して昇給した職員数 (B)	0 人
比率 (B)/(A)	0.0 %

(7) 職員手当の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分	内容	国との異同
扶養手当	配偶者 月額 6,500 円 子 月額 10,000 円 その他の扶養親族 1人につき 月額 6,500 円 特定加算 1人につき 月額 5,000 円 (満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日 後の最初の 3 月 31 日までの間にある扶養親族の子に対する加算)	同じ
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額に応じ 月額 55,000 円まで 片道 2 km 以上の自動車等使用者 使用距離に応じ 月額 2,000 円から 31,600 円まで	同じ
住居手当	借家、借間居住者 家賃の額に応じて 月額 27,000 円まで	同じ
宿日直手当	宿日直勤務をした職員 勤務 1 回につき 4,200 円	同じ
管理職手当	主幹以上の地位の職にある職員 その地位の職に応じて 月額 27,800 円から 66,400 円まで	同じ
特殊勤務手当	医師手当 月額 615,000 円以内	異なる
	歯科医師手当 月額 350,000 円以内	
	放射線取扱手当 月額 150,000 円以内	
	用地交渉手当 日額 300 円	
期末手当 勤勉手当	平成 29 年度支給割合（〔 〕内は特定管理職員） 6 月期 12 月期 計 期末手当 1.225 月分 1.375 月分 2.600 月分 [1.025 月分] [1.175 月分] [2.200 月分] 勤勉手当 0.85 月分 0.95 月分 1.800 月分 [1.05 月分] [1.15 月分] [2.200 月分]	同じ

(8) 退職手当の状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

区分	自己都合	定年
勤務 20 年	20.44500 月分	25.55625 月分
勤務 25 年	29.14500 月分	34.58250 月分
勤務 35 年	41.32500 月分	49.59000 月分
最高限度額	49.59000 月分	49.59000 月分
その他の 加算措置	職務の級（役職）に応じた調整額	
退職時特別昇給	なし	なし
平均支給額	1,495 千円	18,995 千円

(注) 退職手当の平均支給額は、平成 29 年度に退職した全職種に係る職員に支給された 1 人当たりの平均額である。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

(1) 勤務時間、休憩時間、週休日の状況

1 週間の勤務時間	1 日の勤務時間	標準的な勤務時間の割り振り			
		始業時刻	終業時刻	休憩時間	週休日
38 時間 45 分	7 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時～午後 1 時	土・日

(2) 休暇制度の概要

休暇の種類	付与要件	付与日数等	
年次有給休暇	職員の請求	1 年につき 20 日	
病気休暇	職員の負傷・疾病による療養	必要最小限度期間	
特別休暇	骨髄提供休暇	骨髄液提供に際する検査・入院	必要期間
	ボランティア休暇	被災者支援、福祉施設でのボランティア活動	1 年につき 5 日
	結婚休暇	結婚等の行事	5 日間
	産前休暇	女性職員の出産予定	6 週間
	産後休暇	女性職員の出産	8 週間
	育児時間休暇	生後満 1 歳に達しない子の育児	1 日 2 回 各 30 分以内
	出産休暇	職員の妻の出産に伴う入院の付添い等	2 日間
	看護休暇	小学校就学前の子の看護	1 年につき 5 日
	親族死亡休暇	葬儀、その他親族の死亡に伴う行事等	死亡者との続柄により 1 日～7 日間
	夏季休暇	盆等の諸行事、健康維持、家庭生活の充実	7～9 月の期間内で 3 日
組合休暇	職員団体の業務に従事	1 年につき 30 日	
介護休暇	配偶者・父母等の介護	1 の要介護状態につき 通算して 6 ヶ月以内	
介護時間	配偶者・父母等の介護	1 の要介護状態につき 3 年の期間内で 1 日 2 時間の範囲	

5 職員の休業に関する状況（平成 29 年度）

種類	要件	取得者数
育児休業	3 歳に満たない子を養育するため、その子が 3 歳に達する日まで休業することができる。	14 人
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1 日の勤務時間の一部（2 時間を限度）を勤務しないことができる。	7 人
配偶者同行休業	外国での勤務等により外国に滞在する配偶者と生活を共にするために、3 年を超えない範囲内で休業することができる。	0 人

6 職員の分限及び懲戒処分

区分	処分件数	備考
分限処分	4件	休職処分（病気）
懲戒処分	0件	

7 職員の服務の状況

地方公務員法第30条において職員は、「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法等において、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る守秘義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限等、服務上の強い制約が課せられています。また、これらの服務規律を保持するために、懲戒制度が設けられています。

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法において、公務の適正な執行を確保するため、再就職した元職員が、本市に対して、契約や処分に関する要求・依頼をすることを禁止しています。また、課長職以上の職にあった職員は、離職後2年以内に営利企業以外の法人その他団体又は営利企業に就職した場合は、再就職情報を任命権者に提出することとなっています。

平成29年度中に退職した者（在職時に課長級以上の職にあった者）9人の内、平成30年4月までに再就職をした者の状況については次のとおりです。

再就職先	再就職者人数
市非常勤職員等	2人
営利企業以外の法人その他の団体	3人
営利企業等	0人

9 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成29年度中の主なもの）

区分		修了者数
集合研修	職場内研修	67人
	岐阜県市町村職員研修センター	146人
	市町村職員中央研修所	3人
	自治大大学校	4人

10 職員の福利及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉制度の状況

項目	内容
共済制度	岐阜県市町村職員共済組合の制度による
健康診断	定期健康診断（一般・心電図・血液・眼底）
	腹部超音波
	胃部X線検査
	大腸ガン検診
	乳ガン・子宮ガン検診
	肺ガン検査

(2) 公務災害等の発生状況（平成29年度）

種類	発生件数
通勤災害	0件
公務災害	2件

11 その他

(1) 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日）

区分	給料（報酬）月額	期末手当（29年度支給割合）	
市長	830,000円	6月期 12月期 計	2.05月分 2.30月分 4.35月分
副市長	650,000円		
教育長	580,000円		
議長	370,000円	6月期 12月期 計	2.05月分 2.30月分 4.35月分
副議長	320,000円		
議員	300,000円		

企画部秘書広報課
TEL : 0581-34-5040